

2021年度
全国統一要約筆記者認定試験
筆記試験 問題用紙

2022年2月20日（日）

*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*試験終了後、問題用紙も回収します。メモなどを消す必要はありません。

I-1 次の各問いの2つの文の正誤について、適切な記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) a 伝音難聴は神経に障害がないため、補聴器の効果が比較的得やすい。
b 伝音系には、外耳と中耳が含まれるが、鼓膜は含まない。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (2) a 感音難聴は聴覚閾値が下降するだけでなく、聴取弁別力が低下する。
b 音を感じる器官は蝸牛とよばれ、蝸牛の中はリンパ液で満たされている。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (3) a 中耳は耳小骨のつち骨ときぬた骨によるテコの作用、鼓膜とあぶみ骨の面積比によって効果的に振動を内耳に伝える。
b 内耳のリンパ液が振動することで有毛細胞が興奮し、神経にパルスを生じさせる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (4) a 騒音によって伝音難聴が生じる。
b 加齢によって感音難聴が生じる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (5) a 平均聴カレベル70dBの人は補聴器がなければ会話音に気づかないことがある。
b 平均聴カレベル90dBの人は補聴器がなければ通常の生活の中ではほとんど音がきこえない。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

I-2 次の文の空欄にあてはまる数字を解答欄に記入しなさい。

- (1) 身体障害者手帳診断に用いられる平均聴カレベルは、(①)Hzの聴カレベルがa、(②)Hzの聴カレベルがb、(③)Hzの聴カレベルがcであるとき、 $(a+2b+c)/4$ の式で算出される。
- (2) 身体障害者福祉法別表の二に聴覚障害の認定基準は、次のように掲げられている。
1 両耳の聴カレベルがそれぞれ(④)デシベル以上のもの。
2 一耳の聴カレベルが(⑤)デシベル以上、他耳の聴カレベルが(⑥)でデシベル以上のもの。[※⑤の数字は⑥の数字より大きい]
3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が(⑦)%以下のもの。
- (3) 聞こえの良いほうの耳の平均聴カレベルが70dB以上80dB未満の人は(⑧)級に該当する。
- (4) 上記(2)の3の基準は(⑨)級に該当する。
- (5) もっとも重度の手帳である2級は両耳の平均聴カレベルが(⑩)デシベル以上である。

I-3 次の表の空欄にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

ポケット型補聴器	他のタイプに比べて大きいことや(①)があることから、身体を大きく動かす活動を行う場合は不向きである。自分の目でボリュームなどの調整を確かめられ、操作が容易であるなどの利点がある。
(②)型補聴器	耳介にかけて装着するので、比較的目立たず、身体動作への制限が小さい。
(③)型補聴器	装用者の耳の形状や聴力に応じて作られるオーダーメイドタイプとレディメイドのものがある。ただし、補聴器の音が漏れて再び補聴器で増幅されてピーピーという音が生じる(④)の問題から大きな利得が得にくい。
(⑤)	通常の補聴器は音を増幅させて聴力の低下を補うが、(⑤)は電極を使って聴神経を刺激し、音の情報を中枢に届ける装置である。基本構成は、体外装置と体内に埋め込まれる装置に分かれる。

I-4 次の文のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 聴覚障害者のコミュニケーション方法は保有する聴覚の活用と視覚情報の活用に大きく分けることができる。
- (2) 平成18年厚生労働省身体障害児・者実態調査では、聴覚障害者のコミュニケーション手段は、多い順に補聴器・人工内耳の使用、筆談・要約筆記、手話・手話通訳、読話の順であった。
- (3) 障害者総合支援法の補装具費支給は、都道府県に申請する。
- (4) 障害者総合支援法の日常生活用具給付事業は、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置など、国が定めた品目だけが対象となる。
- (5) 難聴という障害には、コミュニケーション障害のほかに意思疎通の障害の側面もあり、2つの側面からの支援サービスを必要とする。
- (6) それまで聞こえていたが、なんらかの原因で聴力を失った中途失聴者は、幼児期から難聴者として成長した人たちと同じ問題を抱える。
- (7) 補聴援助システムには、ヒアリングループ、赤外線補聴援助システム、FMシステムなどがあるが、人工内耳では使用することができない。

- (8) トータルコミュニケーションということばは、もともと1970年代のアメリカのろう教育の中で使われ、音声言語に手話を併用することが聴覚障害児の教育にとって大切だという理念を示したものである。
- (9) 日本手話はろう者の集団の中から自然発生的に生まれた言語で、日本語とは異なる独立した言語である。
- (10) 読話は、聴覚の活用と併用せず単独で用いるときに最も効果的で、読話と発語を中心とした意思伝達方法を口話という。

II - I 次の文のうち、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。

- (1) 一般の法律は、国民の自由や権利を規制するのに対して、憲法は、国家の側で仕事をしたり権力を行使したりする政治家や官僚に歯止めをかけるために存在している。
- (2) 人権の一つである参政権は、「国家からの自由」ともいわれ、国や地方の政治に参加することによって、国家権力の介入を排除する権利である。
- (3) 社会福祉における福祉的機能とは、国民一人ひとりの自己実現や社会参加を目指す機能であり、最低限度の生活を保障することなどが含まれる。
- (4) 19世紀末にイギリスで行われた貧困調査では、ロンドンやヨークにおいて、予想以上に貧困線以下の生活状況が多いこと、貧困に至る要因の多くが、飲酒や怠惰といった個人的責任に帰すべきものであることが明らかにされた。
- (5) 日本においては、戦後まもなく児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法の福祉三法体制がつくられたが、1960年代には、精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）と老人福祉法が制定され、社会福祉五法体制が確立された。
- (6) 1981年の国際障害者年は、「完全参加と平等」をテーマとして掲げ、厚生省（当時）に設置された国際障害者年推進本部において、障害者対策に関する長期計画が策定された。
- (7) 1990年代に検討された「社会福祉基礎構造改革」によって打ち出された改革の方向性に基づいて、「措置から契約へ」「地域福祉の推進」などの視点に立った新しい福祉サービスの時代に入っていった。
- (8) ピアとは、仲間という意味をもち、ピアサポートは、同じような立場の人、同じような課題に直面する人たちが互いに支え合うことである。
- (9) 支援者側のコミュニケーション能力は非常に重要であり、意思疎通支援のプロとして、問題の解決に向けた明確な指示を行い、指導的なスキルを駆使することが求められている。

- (10) 要約筆記においては、通訳としての役割が第一義であるが、人に対する仕事に共通する「対人支援」の視点が求められることを自覚しなければならない。

II-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法第(①)条で保障されている生命・自由・幸福追求権は、(②)権といふことができる。
- (2) フリードマンらの(③)は、自助努力や市場原理を重視して(④)批判を繰り広げ、イギリスの(⑤)政権やアメリカのレーガン政権に大きな影響を与えた。
- (3) 1869年、ロンドンで慈善団体の連絡・調整や戸別訪問の活動を行う(⑥)が設立され、この時期には、スラムに住み込んで貧困問題を解決しようとした(⑦)運動が開始された。
- (4) 「障害者差別解消法」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)が2021年に改正され、社会的障壁を取り除くための(⑧)の提供が、国や地方公共団体等だけでなく(⑨)においても法的義務とされることになった。
- (5) 日本国憲法第25条第2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、(⑩)及び(⑪)の向上及び増進に努めなければならない」として国の義務が定められている。
- (6) 1993年に(⑫)法が成立し、精神病患者が「障害者」として初めて法的に位置付けられて、「精神保健及び(⑬)福祉に関する法律」が施行されることとなった。
- (7) 援助には、「対象」「(⑭)」「(⑮)」といった3つの要素が含まれている。

II-3 次の問題を読んで選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 国際生活機能分類の概念モデルに該当しないものはどれか。
ア 活動 イ 参加 ウ 社会的障壁 エ 身体構造
- (2) 次の組み合わせのうち、正しいものはどれか。
ア 石井十次 - 滝野川学園
イ 賀川豊彦 - 小石川養生所
ウ 石井亮一 - 岡山孤児院
エ 留岡幸助 - 家庭学校
- (3) 障害者総合支援法の給付・事業に該当しないものはどれか。
ア 自立支援医療 イ 合理的配慮 ウ 地域生活支援事業 エ 補装具

- (4) カウンセリングについて述べた文で適切でないものはどれか。
ア 傾聴とは、クライアントの語りに注意を払って、積極的に聴くことである。
イ 受容とは、クライアントの感情や意志を含めてすべてを無条件に受け入れることである。
ウ シンパシーとは、まさに感情を共にすることで、情緒的な一体感をあらわしている。
エ エンパシーとは、クライアントの立場に立って冷静に理解しようとする事である。
- (5) 「要約筆記者の倫理綱領」前文の4つの宣言に該当しないものはどれか。
ア すべての人の尊厳を認めること。
イ 秘密の保持を絶対の価値とすること。
ウ 他の専門職との連携をはかること。
エ 要約筆記への正しい理解を社会に広めること。

Ⅲ-1 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 情報の伝達場面における要約の効果には、(①)の明確化、(②)の効率化、情報の共有化があげられる。
- (2) 要約の手法には大まかに、省く、縮める、(③)、(④)、の4つがある。
- (3) 要約筆記者養成カリキュラムが(⑤)年に通知され、障害者総合支援法では、要約筆記者の養成が(⑥)の必須事業になった。
- (4) 要約筆記での表記や表出は、「日本語表記の基準」、「複数の通訳者による通訳」、「(⑦)」から考える必要がある。
- (5) 臨機応変な対応は、(⑧)の対応を知識として学び、恣意的な判断にならないよう留意することで可能になる。
- (6) 要約文には、いくつかの情報と同程度の価値で並んでいるとき、どれかを代表させたり、並列に並べる(⑨)が多くみられる。
- (7) 中途失聴・難聴者の団体で、親睦団体としての側面を強く持ったのが、1952年設立の新光会と1955年設立の(⑩)である。

Ⅲ-2 次の記述で、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 障害者総合支援法では、意思疎通支援を行う者の派遣を市町村の必須事業と定めている。
- (2) 社会福祉法改正により、要約筆記奉仕員派遣事業が開始された。

- (3) 副詞は要約技術のそぎ落としの対象となるが、話し手の心情を表す副詞は大切なので、そぎ落とさない。
- (4) 骨格法の要約は、段落ごとの「縮小相似形」ともいえる。
- (5) ノートテイクの現場では、基本的に座席や通訳者との位置関係は利用者が決める。
- (6) 要約筆記の作業は、記憶が感覚記憶域にある間に行われる。
- (7) 全体投影は特定の個人の利用ではないので、ノートテイクに比べて守秘義務は緩やかである。
- (8) バードウィステルによれば、二者間の対話では、ことばによって伝えられるメッセージは全体の65%とされている。
- (9) 専門職の倫理綱領は、専門職がその役割を担う上でのマニュアルともいえる。
- (10) 「障害者の明るいくらし促進事業」による要約筆記奉仕員の養成と派遣は、メニュー事業であった。

Ⅲ-3 ア～エを年代の古い順に並べて解答欄に記号を記入しなさい。

- (1)
 - ア 「耳マーク」が日身連京都大会で認められる。
 - イ 『立ちあがる難聴者』出版。
 - ウ 字幕放送拡充運動。
 - エ 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会発足。
- (2)
 - ア 要約筆記研究叢書Ⅰ巻発行。
 - イ 全国要約筆記関係者懇談会が全国要約筆記問題研究会に改組された。
 - ウ 要約筆記サークル「かたつむり」結成。
 - エ 全国標準略号・略語が提案される。
- (3)
 - ア 地域生活支援事業で要約筆記者の派遣が市町村の必須事業になった。
 - イ 厚生労働省が要約筆記者養成カリキュラムを通知。
 - ウ 要約筆記事業が第二種社会福祉事業に組み込まれた。
 - エ 全難聴で「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」実施。

(4)

- ア 身体障害者福祉法に視聴覚障害者情報提供施設設置を規定。
- イ 要約筆記奉仕員派遣事業開始。
- ウ 国際障害者年。
- エ 全国難聴者連絡協議会設立。

(5)

- ア 厚生労働省助成事業「要約筆記者養成等調査検討事業」実施。
- イ 障害者自立支援法制定。
- ウ 障害者差別解消法制定。
- エ 全難聴と全要研で「要約筆記奉仕員資格化検討委員会」設置。

Ⅲ-4 次の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

(1)

要約筆記者に必要とされる心構えとして不適切なものはどれか。

- ア 対象者のコミュニケーションの状況や手段に気を配り、周囲との関係性も見ておくこと。
- イ 日常的な技術研鑽と最新の情報収集で背景知識を積み重ねること。
- ウ 利用者のニーズを察して要約筆記者から周囲に合理的配慮を求めること。
- エ 要約筆記は派遣事業の一環として行われているという意識を持つこと。

(2)

コミュニケーションの特徴として正しくないものはどれか。

- ア コミュニケーションの主導権は受け手にある。
- イ 非言語コミュニケーションは文脈と無関係に行われる。
- ウ コミュニケーションの成立には共通のことばは必ずしも必要ではない。
- エ コミュニケーションで伝わった「意味」とは、受け手が起こした反応である。

(3)

要約筆記事業の法定化の意味として不適切なものはどれか。

- ア コミュニケーション支援事業の責任を市区町村が持つ。
- イ 要約筆記が社会福祉サービスとして認知される。
- ウ 要約筆記者の身分保障、待遇改善につながる。
- エ 地域での中途失聴・難聴者への適切な支援の広がりが期待される。

(4)

三原則の「正しく」の達成のために必要ではないものはどれか。

- ア 短期的に身につく技術と長期にわたる学習により習得するものがある。
- イ 正しく聞き取るために、話し手の発した言葉を正確に記憶しなければいけない。
- ウ 内容を適切にまとめるために論理的な要約の力が必要になる。
- エ 内容を確実に伝える構文力が求められる。

- (5) 議事録の作成において正しいものはどれか。
- ア 結果の議事録は時系列で記述する必要がある。
 - イ 結果の議事録は発言者の名前を特定されないように記述する。
 - ウ 経過の議事録は箇条書きで記述する。
 - エ 経過の議事録では、提案、契約、決定事項などは発言されたことばを引用して記述する。

Ⅲ-5 現場での対応について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 商品に対するトラブルで消費者センターに行く難聴者の要約筆記に行った。部屋から出てくると難聴者の母親が待っており、要約筆記者にどうなったか聞いた。母親なので心配だろうと思い、詳しく内容を話した。母親は安心した様子で、要約筆記者に来てもらい良かったと言われた。難聴者は、いぶかしげに2人を見ていた。

- ① 要約筆記者として、上記の対応は不適切と考えられる。その理由を30文字以内で書きなさい。
- ② どのような対応が適切と考えられるか。30字以内で書きなさい。

- (2) 社内研修のノートテイクの場面。近くの席に座る3人でグループを作り、話し合いをすることになった。講師は利用者と要約筆記者2名を見て「その3人で1グループになってください」と指示してきた。他の参加者は、すでに3人ずつのグループができあがっており、利用者も要約筆記者2人とのグループでいいと言っている。

あなたなら、どう対応するかを75文字以内で答えなさい。

Ⅳ-1 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 世界の言語を他動詞文の主語(S)・目的語(O)・述語の動詞(V)という語順の観点から分類すると、日本語はSVO語である。
- (2) 標準的な日本語の母音をかなで表すと「ア イ ウ エ オ」の五つであり、それらは有声音である。
- (3) 「太郎が 次郎を ポカポカと なくる。」の「ポカポカと」は、「次郎を」を修飾している。
- (4) 漢字のように、単語あるいは語構成要素を表す文字を表意文字といい、発音と意味の両方を表す。
- (5) 日本語のアクセントは高低アクセントであるが、意味の区別の上で絶対的なものではない。

- (6) 文はその構造として、「何が」を示す部分と、「どうする・どんなだ・なんだ」を示す部分とを軸にして作られているが、前者を主語、後者を述語という。
- (7) 表記のゆれとは、たとえば「うけつけ」を「受付」「受け付け」「受けつけ」と書き表すというように、表記の仕方に違いが表れてくる現象のことである。
- (8) 「おかあさん」という単語と「母」という単語の関係は類義語である。
- (9) 「外来語の表記」(1991年内閣告示)によれば、「テレホン」と「テレフォン」はどちらの表記も許容されている。
- (10) 「食べる」を、「食う」「いただく」のように違うことばで表現し、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を、単語の位相という。

IV-2 次の文章の()に適切なことばを入れなさい。

- (1) 現在の日本語表記において、その漢字使用の目安を示すものとして(①) (1981年内閣告示、2010年改訂)が示されている。
- (2) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、話し手が自分の考えや判断などを述べている文を(②)という。
- (3) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示、1981年、2010年一部改正)によれば、「よろこばしい」は、(③)と表記されるのが普通である。
- (4) 個人が日常の言語表現で使用する語彙を表現語彙といい、ふだん使わないが読んだり聞いたりしたときにわかる語彙を(④)という。
- (5) 現代日本語の動詞において、「笑う(わらう)」のように働きかける対象としての「～を」を必要としない動詞を(⑤)という。

IV-3 次の文章の()に当てはまるものを①～④のうちから一つ選びなさい。

- (1) アクセントは(①単語 ②文節 ③自立語 ④段落)を単位としているが、イントネーションは文を単位としている
- (2) 「ローマ字のつづり方」(1954年内閣告示)では、第1表に訓令式の表記法が示されており第2表に(①ヘボン式 ②アメリカ式 ③ドイツ式 ④共通式)の表記法が示されている。
- (3) 日本語の表記において、ごく一般に、ひらがなに漢字・カタカナをまじえて使用する文を(①漢字かな表記文 ②漢字かな使用文 ③漢字かな遣い文 ④漢字かなまじり文)という。

(4) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば、「わざわざ 遠くから、訪ねて きて くれた 友人を 篤く もてなした。」ひらがな表記すると、()とするのが普通である。

- ① わざわざ とうくから、たづねて きて くれた ゆうじんを あつく もてなした。
- ② わざわざ とおくから、たづねて きて くれた ゆうじんを あつく もてなした。
- ③ わざわざ とおくから、たずねて きて くれた ゆうじんを あつく もてなした。
- ④ わざわざ とおくから、たずねて きて くれた ゆうぢんを あつく もてなした。

(5) 「公用文における漢字使用等について」によれば、()の表記が望ましい。

- ① かのじよは、きれいな雲があっという間に消え去っていくのを見て、あわててシャッターを切った。
- ② かのじよは、きれいな雲があっという間に消え去って行くのを見て、あわててシャッターを切った。
- ③ 彼女は、きれいな雲があっという間に消え去っていくのを見て、あわててシャッターを切った。
- ④ 彼女は、きれいな雲があっという間に消え去って行くのを見て、あわててシャッターを切った。